

今帰仁・羽地地区ハマフエフキ資源管理型漁業

甲斐 哲也

1. はじめに

沖縄県内で水揚げされるハマフエフキ（方言名：タマン）の体長組成を海域別に見ると、沖縄本島北西海域では他海域に比べ小型魚の割合が高いことがわかっている（水産試験場調べ）。これは同海域でさかんに行われている刺網漁により多くの小型魚が漁獲されるためと考えられる。このためほとんどのハマフエフキが成熟する前に漁獲されてしまっている。ところが資源量の変動に注目すると、資源量は、その年級群が稚魚期にその海域にどれだけ加入してきたかで決まり、当該海域の親魚資源量によらないことがわかった。このため小型魚の漁獲を抑制し大型魚を増やすことが、この海域のハマフエフキ資源の維持・増大に最も効果的であると考えられた。そこで「小型魚の保護」を目標とする資源管理計画の策定を平成10～11年度の2年間で、今帰仁・羽地漁協・漁業者と共に目指すこととなった。

2. 取り組みの内容

両漁協から漁業種類別の漁業者代表を計11名選出し、漁業者検討会を発足させた。この検討会で資源管理の基本方針などを話し合い、その結果を地域の漁業者を集めた漁業者説明会に提示し漁業者との意見交換を行った。検討会、説明会を繰り返し、資源管理の必要性を認識することに始まり、最終的に以下に示す資源管理計画案を地域の漁業者に周知させるまでに至った。資源管理型漁業は、漁協・漁業者の自主的な取り組みであるので、普及サイドとしては、水産試験場、県漁政課と共に管理計画策定までに必

要な情報の提供、助言、会議開催の日程調整など補助的な役割に徹した。

3. 資源管理計画

○目的

小型魚の保護による資源の維持・増大

○禁漁区の設定（2カ所、別紙禁漁区域図のとおり）

- ・運天漁港沖
- ・屋我地島沖

○禁漁期（4ヶ月）

- ・毎年8月1日から11月30日まで
- ・平成12年から平成14年までの3カ年（その後、資源の状態により見直しを行う）

○対象漁法

全ての漁法

○対象魚種

禁漁区域内の全ての魚種

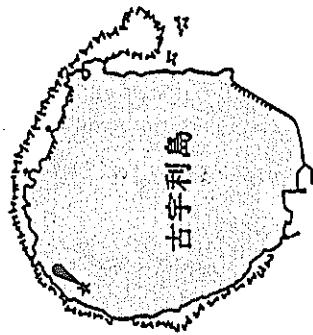
4. 管理の実施

羽地・今帰仁両漁協が始めた取り組みであるが、共同漁業権者である名護漁協、本部漁協も参画し4漁協で管理を実施する。平成12年度の各漁協の通常総会で、上記管理計画に基づく管理実施が承認されたため、平成12年8月1日より禁漁区域を示すブイの設置など、管理を開始する。自主管理であるため、禁漁区域から漁業者、遊漁者や住民を閉め出す法的な強制力はないが、管理に対する協力の呼びかけや、県の漁業取締船による巡回などを通じて資源管理意識を地域と、そして全県に定着させていきたい。

アマソ資源管理禁漁区域図

今帰仁・羽地漁業協同組合

今帰仁側禁漁区域
2km×1km



目的：小型魚の保護

禁漁期間：8/1～11/30

対象漁法：全漁法

対象魚種：全魚種

羽地側禁漁区域
1.5 km × 1.5 km

